

## 傷病鳥獣救護の対応

警戒レベル	鳥類	獣類
1	<b>通常</b> (明らかに人間に感染する恐れのある疾病に罹っていると思われる鳥獣は収容等の対象としておりません。)	
2	<b>通常</b> (警戒レベル1と同様)	
3	<b>原則、傷病鳥獣の救護及び受入れの中止</b>	
4		
5		

○受入れ中止期間中、水鳥類で明らかな外傷がなく、下記のような症状※が観察される場合は、最寄りの総合支庁環境課に連絡してください。  
 (※首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることができないもの。)